

協議事項 2

令和 7 年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金 募集概要案

	現行制度	令和 7 年度以降（案）
メニュー	スタート事業	同左
対象団体	設立後まもない（3 年以内）団体	同左
団体要件	構成員 5 人以上、うち 5 割以上が市民 市内に事務所又は活動拠点を置き市内で活動している 団体運営に関する会則等を定めている 審査会に出席が可能であること。	同左
対象事業	市内各地域が抱える課題を解決するために 実施される事業を支援 原則 3 年以上継続予定の事業が望ましい	同左
交付限度額	15 万円	同左
交付率 （対象経費に 対して）	活用 1 年目：10/10 または 3/4（選択制） 活用 2 年目・3 年目：3/4	同左
他補助金と の併用	10/10 併用不可（活用年目で選択した場合） 3/4 併用可 （市補助金との併用不可）	同左
支援 上限回数	同一団体に対して 3 回（R4 以前から通算して）	同左
対象経費	備品費 おおむね 3 年以上同じ状態で使用できるもの	同左
事業期間	年度ごと	同左
申請期間	事前相談 4 月 1 日（月）～ 5 月 13 日（月） 書類の提出期限 5 月 20 日（月）	事前相談 4 月 1 日（火）～ 4 月 30 日（水） 書類の提出期限 5 月 16 日（金）
申請方法	事前相談必須（予約制）	事前相談必須（予約制） 事前相談時に下書き等を持参
審査方法	まちづくり委員会で意見聴取 審査会に出席	同左